

# ○大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱

平成24年4月1日

告示第43号

(趣旨)

第1条 市は、大崎市環境基本計画に基づき、地球温暖化の防止や市民の環境意識の高揚を図るため、市民等の行うエコ改善事業に対し、予算の範囲内で大崎市エコ改善推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、大崎市補助金等交付規則（平成18年大崎市規則第60号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

ただし、事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。）に該当する場合の補助事業は第1号及び第2号に限るものとする。

- (1) 太陽光発電設備設置事業
- (2) 定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業
- (3) 家庭用高効率給湯器設置事業
- (4) V2H充放電設備設置事業
- (5) 家庭用生ごみ処理機導入事業

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる場合に応じ当該各号に該当する者とする。

- (1) 個人の場合 次に掲げる事項を全て満たす者
  - ア 市内に住所を有する者又は住所を有する見込みのある者

イ 自己の住居として使用し，又は使用する予定のある建物（住居と事務所，店舗等（以下「事務所等」という。）を兼用又は併用している建物（以下「兼用住宅等」という。）を除く。）において補助事業を行う者

ウ 市税に未納がない者

(2) 事業者の場合 次に掲げる事項を全て満たす事業者

ア 市内に住所を有する事業者又は住所を有する見込みのある事業者

イ 自己の事務所等として使用し，又は使用する予定のある建物（兼用住宅等を含む。以下同じ。）において補助事業を行う事業者

ウ 市税に未納がない事業者

(補助金の額等)

第4条 補助事業ごとの補助対象経費，補助要件及び補助金の額並びに耐用年数は，別表のとおりとする。

2 補助金の交付限度額は，「1 補助対象者当たり単年度につき 22.5 万円」とする。

3 補助金の交付は，補助事業の各区分につき前条第1号に規定する補助対象者にあつては1世帯1回，前条第2号に規定する補助対象者にあつては1事業者1回とする。

(募集及び申請方法)

第5条 補助金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は，大崎市エコ改善推進事業補助金交付申請書（様式第1号）を，市長に提出しなければならない。

2 市長は，前項の申請書を先着順に受理する。ただし，内容に不備がある場合は，その補正が完了した時点で受理したものとする。

3 市長は，受理した補助金交付申請に係る補助金の額の合計額が予算の総額に達したときは，補助金交付申請の受付を停止するものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条第1項の申請書を受理したときは、補助金の交付の可否を決定し、その旨を大崎市エコ改善推進事業補助金補助金交付決定通知書(様式第2号)又は大崎市エコ改善推進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者へ通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定するときは、申請者から公簿等の閲覧に係る同意を得て、申請者のうち、第3条第1号に規定する補助対象者にあつては住所、世帯構成及び市税の納付状況、第3条第2号に規定する補助対象者にあつては事務所等の所在地及び市税の納付状況を確認するものとする。

(変更の申請)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、決定を受けた内容に変更があるときは、大崎市エコ改善推進事業計画変更承認申請書(様式第4号)を、市長に提出しなければならない。

(変更の決定)

第8条 市長は、前条の変更承認申請書を受理したときは、補助金の変更の可否を決定し、その旨を大崎市エコ改善推進事業補助金補助金変更交付決定通知書(様式第5号)により、当該変更の申請をした者へ通知するものとする。

(中止の届出)

第9条 交付決定者は、やむを得ない理由により補助事業を中止しようとするときは、速やかに大崎市エコ改善推進事業補助金中止届出書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告書)

第10条 交付決定者は、申請した補助事業が完了した時は、大崎市エコ

改善推進事業補助金実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業に係る工事が完了した日若しくは補助事業に係る建売住宅の引渡しが完了した日から30日を経過した日又は交付の決定のあった日の属する市の会計年度の1月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。この場合において、提出期限を過ぎたときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金を交付しないことができる。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条第1項の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上補助金の額を確定し、大崎市エコ改善推進事業補助金額確定通知書（様式第8号）により、交付決定者に通知する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定するときは、交付決定者から公簿等の閲覧に係る同意を得て、交付決定者のうち、第3条第1号に規定する補助対象者にあつては住所、世帯構成及び市税の納付状況、第3条第2号に規定する補助対象者にあつては事務所等の所在地及び市税の納付状況を確認するものとする。

（補助金の交付）

第12条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、速やかに交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

（手続代行者）

第13条 申請者は、補助事業に係る請負者又は販売店に対し、第5条第1項、第7条、第9条及び第10条第1項に規定する書類の提出の手続きを依頼することができる。

- 2 前項の規定により手続きを依頼された者（以下「手続代行者」という。）は、依頼された手続きを、誠意をもって実施するものとし、申請者に関

して知り得た情報は、業務遂行以外の目的に使用してはならない。

- 3 市長は、手続代行者が依頼された手続きを偽りその他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当該手続代行者の名称及び不正の内容を公表し、当分の間、手続きの代行を認めないものとする。

(現地調査等)

第14条 市長は、補助金の交付を適正かつ円滑に行うため、必要に応じて交付決定者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。

(取得財産等の管理)

第15条 補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を別表に定める耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその適正な運用を図らなければならない。

- 2 補助金の交付を受けた者は、耐用年数の期間内において取得財産が毀損し、又滅失したときは、大崎市エコ改善推進事業補助金取得財産毀損滅失届（様式第9号）により市長に届け出なければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第16条 補助金の交付を受けた者は、耐用年数の期間内において取得財産を処分しようとするときは、大崎市エコ改善推進事業補助金財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、耐用年数の期間内において取得財産の処分があったときは、当該取得財産を処分した者に対し、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(書類の提出)

第17条 この要綱により市長に提出する書類の部数は、各1部とする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年6月1日から施行し、平成24年度以降の予算に係る補助金に適用する。

(経過措置)

- 2 大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱(平成23年6月21日制定)により補助金の交付を受けた者は、この要綱により補助金の交付を受けた者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年4月4日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱の規定によりエコキュート設置事業に係る補助金の交付を受けた者は、この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱の規定による家庭用高効率給湯器設置事業に係る補助金の交付を受けた者とみなす。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行し、平成26年度の補助金から適用する。

附 則

この告示は、平成27年5月15日から施行し、平成27年度の補助金

から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成29年6月23日から施行し、平成29年度の補助金に適用する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱は、平成30年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、平成30年5月1日から施行し、平成30年度の補助金に適用する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱は、平成31年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この告示は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和元年6月1日から施行し、令和元年度の補助金に適用する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱は、令和元年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場

合は、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の補助金に適用する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱は、令和3年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱は、令和4年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示による改正後の大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱は、令和5年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合は、当該補助金にも適用するものとする。

別表（第4条，第15条関係）

区分	補助対象経費	補助要件	補助金の額	耐用年数
太陽光発電設備設置事業	<p>次に掲げる要件に適合した太陽光発電設備（以下この表において「太陽光システム」という。）の設置に要する費用</p> <p>(1) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第6条第1項の規定により，10キロワット未満の太陽光発電設備の認定を受けていること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p>	<p>(1) 太陽光システムを設置する場合において，補助対象者が個人の世帯が居住する市内の住宅（自己所有の別荘を含む。以下同じ。）に，補助対象者が事業者の事務所等に設置すること。</p> <p>(2) 補助対象者が太陽光システムを設置しようとする住宅又は事務所等の所有者でない場合</p>	<p>次の各号に掲げる太陽光システムの1時間当たりの発電量の区分に応じ，当該各号に定める額。ただし，太陽光システムの設置に係る請負者が市内に主たる事業所又は事務所を有する者（以下「市内事業者」という。）であるときは，当該額に5,000円を加算する。</p> <p>(1) 4キロワット以上 40,000円</p> <p>(2) 3キロワット以上4キロワット未満 30,000円</p> <p>(3) 2キロワット以上3キロワット未満 20,000円</p>	6年

		は、太陽光システムについて当該住宅又は事務所等の所有者の承諾を得ること。	(4) 1キロワット以上2キロワット未満 10,000円	
定置用リチウムイオン蓄電池導入促進事業	次に掲げる要件に適合した定置用リチウムイオン蓄電池(以下この項において「蓄電システム」という。)の購入及び設置に要する費用 (1) 1基あたりの容量が1キロワットアワー以上であること。 (2)家庭用として販売される新品であつて、一箇所に固定して使用するものであること。	(1) 蓄電システムを設置する場合において「蓄電システム」という。)の購入先及び設置者が個人の場合には、当該額に5,000円を加算する。 者が事業者のときは市内の事務所等に設置すること。 (2)前号の場合において、当該住宅又は当該事務所等に太陽光システ	蓄電システム1台当たり100,000円ただし、蓄電システムの購入先及び設置者が市内事業者である場合は、当該額に5,000円を加算する。	6年

		<p>ムを設置していること又は蓄電システムの設置に併せて太陽光システムを設置すること。</p> <p>(3) 補助対象者が蓄電システムを設置しようとする住宅又は事務所等の所有者でない場合は、蓄電システムの設置について当該住宅又は事務所等の所有者の承諾を得ること。</p>		
家庭用高効率給湯	次に掲げる家庭用高効率給湯器の購入及び設置（リースによる設置を含む。以下こ	(1) 家庭用高効率給湯器を補助対象者が属する世帯が	家庭用高効率給湯器1台当たり15,000円。ただし、家庭用高効率給湯	6年

<p>器設置事業</p>	<p>の項において同じ。)に要する費用で未使用品であること。</p> <p>(1) 日本産業規格(JISC9220)に基づく年間給湯保温効率(JIS)を表示する電気ヒートポンプ給湯設備(エコキュート)</p> <p>(2) 経済産業省の民生用燃料電池導入支援補助金の補助対象機器と指定されている家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)</p> <p>(3) 一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品(BL部品)認定を受けた太陽熱利用システム(強制循環式ソーラーシステム・自然循環式太陽熱温水</p>	<p>居住する市内の住宅に設置すること。</p> <p>(2) 補助対象者が家庭用高効率給湯器を設置しようとする住宅の所有者でない場合は、家庭用高効率給湯器の設置について当該住宅の所有者の承諾を得ること。</p>	<p>器の購入先及び設置に係る請負者が市内事業者である場合は、5,000円を加算する。</p>	
--------------	--	--	---	--

	器) (4) LPガス, 都市ガス 又は石油のいずれ かを燃料とし, 熱効 率が90パーセント			
V 2 H 充 放電 設備 設置 事業	次に掲げる要件に 適合する家庭用のV 2 H 充放電設備(電気 自動車, プラグインハ イブリッド車等に搭 載されている蓄電池 から分電盤を通じて 自宅に電気を送るな ど, 自動車と住宅の電 気を相互に供給でき るようにする設備を いう。以下この項にお いて同じ)の購入及び 設置に要する費用で あること。  (1) 国のV 2 H 充 放電設備の補助金 の補助対象設備と して一般財団法人	(1) V 2 H 充 放電設備を補 助対象者が属 する世帯が, 居 住する市内の 住宅に設置す ること。  (2) 補助対象 者がV 2 H 充 放電設備を設 置しようとする 住宅の所有 者でない場合 はV 2 H 充放 電設備の設置 について当該 住宅の所有者 の承諾を得る こと。	V 2 H 充放電設 備 1 台あたり 3 0, 0 0 0 円。ただし, V 2 H 充放電設備 の購入先及び設置 に係る事業者が市 内事業者である場 合は, 当該額に 5, 0 0 0 円を加算す る。	6 年

	<p>次世代自動車振興センターにより指定されているV2H充放電設備であること。</p> <p>(2) 未使用品であること。</p>	<p>(3) 前2号の場合において、太陽光システムを当該住宅に設置していること又はV2H充放電設備の設置に併せて太陽光システムを設置すること。</p> <p>(4) V2H充放電設備から供給される電気が住宅部分で消費されていること。</p> <p>(5) 最大受電電力が10キロワット未満であること。</p>		
家庭用生ごみ処理	<p>生ごみを乾燥させ堆肥化する電気式処理機(以下この項において「処理機」とい</p>	<p>(1) 処理機を補助対象者が属する世帯が居住する市内</p>	<p>処理機の購入に要する費用に2分の1を乗じて得た額(当該額に1,000円</p>	5年

<p>機導 入事 業</p>	<p>う。)の購入に要する費用(処理機の設置に工事を必要とする場合は、設置に要する費用を含む。以下この項において同じ。)で未使用品であること。</p>	<p>の住宅に設置すること。 (2) 補助対象者が処理機を設置しようとする住宅の所有者でない場合であって、処理機の設置に工事を必要とする場合は、当該住宅の所有者の承諾を得ること</p>	<p>未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)ただし、20,000円を限度とする。</p>	
------------------------	---	--	---	--



3 補助事業を実施する住宅の所在地 (⑤生ごみ処理機導入事業のみで申請する場合は記載不要)

(申請者住所と同じ場合には、「申請者住所と同じ」に☑を記入していただければ住所の記載は不要です。その他の場合のみに、「その他」に☑を記入の上、住所を記入してください。)

申請者住所と同じ  その他 (下記に住所を記載)

住所	〒	—

4 補助事業を実施する住宅の所有者 (⑤生ごみ処理機導入事業のみで申請する場合は記載不要)

住 宅 所 有 者	申請者本人の 所有権の有無		有 ・ 無 (いずれか該当するものを「○」で囲んでください。)		
	所有者 1	住所		承諾 印	
		氏名			
	所有者 2	住所		承諾 印	
		氏名			
	所有者 3	住所		承諾 印	
		氏名			

※ 申請者を含む住宅の所有者全員を記載し、申請者以外の所有者がある場合は、承諾印を捺印してください。

5 工事開始 (予定) 日・設置 (予定) 日  
(⑤生ごみ処理機導入事業の場合は購入予定日)

年	月	日
---	---	---

6 工事終了 (予定) 日・設置完了 (予定) 日  
(⑤生ごみ処理機導入事業の場合は購入日)

年	月	日
---	---	---

7 建築区分

新築住宅

既築住宅

(該当項目に☑を記入してください。)

8 太陽光発電設備の概要

(※ 太陽光発電設備を設置する場合記載)

項 目	内 容							
1) 太陽光発電設備のメーカー名 (適合機種登録メーカー名)								
2) 太陽光発電設備の型式名	①							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	⑥							
3) 太陽光発電設備の公称最大出力と使用枚数	①		W	×		枚	=	W
	②		W	×		枚	=	W
	③		W	×		枚	=	W
	④		W	×		枚	=	W
	⑤		W	×		枚	=	W
	⑥		W	×		枚	=	W
4) 太陽光発電設備の公称最大出力 (小数点2桁未満は切り捨て)	合 計			W	⇒			kW

9 定置用リチウムイオン蓄電池の型式

(※ 定置用リチウムイオン蓄電池を設置する場合記載)

製造事業者	
型式	
蓄電容量	kWh
定格出力	W

10 家庭用高効率給湯器の型式

(※ 家庭用高効率給湯器を設置する場合記載)

種 類	<input type="checkbox"/> エコキュート <input type="checkbox"/> 太陽熱利用システム <input type="checkbox"/> エネファーム <input type="checkbox"/> エコジョーズ <input type="checkbox"/> エコフィール <input type="checkbox"/> ハイブリッド給湯器
製造事業者	
型 式	

1.1 V2Hの型式（※ V2Hを設置する場合記載）

製造事業者	
国の補助対象設備の登録型式	
最大受電電力	KW（※10kW未満のものに限る。）

1.2 生ごみ処理機の型式

（※ 生ごみ処理機を設置する場合記載）

製造事業者	
型 式	

1.3 手続代行者名

※ 本補助金の交付申請を購入先又は設置業者が代行して手続きをする場合記載

(1) 所在地

所在地	〒           —

(2) 手続代行者の会社名・拠点名

会社名拠点名	
--------	--

※ 補助対象を購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び所在地を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

(3) 手続代行者の代表者名（職，氏名）

手続代行代表者名	
----------	--

※ 手続代行者代表者とは、手続代行する会社又は拠点の代表者を指します。職（肩書き）と氏名を記入してください。

(4) 手続代行者の代表者印

手続代行者 代表者印	
---------------	--

※手続代行者代表者印は、個人印のみは不可とします。

(5) 担当者名・連絡先

担 当 者 名	
電 話 番 号	
F A X 番 号	
E-mailアドレス(パソコンのみ)	



3 補助事業を実施する事務所等の所在地

(申請者の所在地と同じ場合には、「申請者所在地と同じ」に☑を記入していただければ所在地の記載は不要です。その他の場合のみに、「その他」に☑を記入の上、所在地を記入してください。)

申請者所在地と同  その他(下記に所在地を記載)

所在地	〒	—

4 補助事業を実施する建物の所有者

事務所等所有者	申請者本人の所有権の有無		有 ・ 無 (いずれか該当するものを「○」で囲んでください。)		
	所有者1	住所		承諾印	
		氏名			
	所有者2	住所		承諾印	
		氏名			
	所有者3	住所		承諾印	
		氏名			

※ 申請者を含む事務所等の所有者全員を記載し、申請者以外の所有者がある場合は、承諾印を捺印してください。

5 工事開始(予定)日・設置(予定)日

年	月	日
---	---	---

6 工事終了(予定)日・設置完了(予定)日

年	月	日
---	---	---

7 建築区分

新築事務所等  既築事務所等

(該当項目に☑を記入してください。)

8 太陽光発電設備の概要

(※太陽光発電設備を設置する場合記載)

項 目	内 容							
1) 太陽光発電設備のメーカー名 (適合機種登録メーカー名)								
2) 太陽光発電設備の型式名	①							
	②							
	③							
	④							
	⑤							
	⑥							
3) 太陽光発電設備の公称最大出力と使用枚数	①		W	×		枚	=	W
	②		W	×		枚	=	W
	③		W	×		枚	=	W
	④		W	×		枚	=	W
	⑤		W	×		枚	=	W
	⑥		W	×		枚	=	W
4) 太陽光発電設備の公称最大出力 (小数点2桁未満は切り捨て)	合 計			W	⇒			kW

9 定置用リチウムイオン蓄電池の型式

(※定置用リチウムイオン蓄電池を設置する場合記載)

製造事業者	
型式	
蓄電容量	kWh
定格出力	W

10 手続代行者名

※ 本補助金の交付申請を購入先又は設置業者が代行して手続きをする場合記載

(1) 所在地

所在地	〒	—

(2) 手続代行者の会社名・拠点名

会社名	
拠点名	

※ 補助対象を購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び所在地を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

(3) 手続代行者の代表者名（職，氏名）

手続代行者 代表者名	
---------------	--

※ 手続代行者代表者とは、手続代行する会社又は拠点の代表者を指します。職（肩書き）と氏名を記入してください。

(4) 手続代行者の代表者印

手続代行者 代表者印	
---------------	--

※手続代行者代表者印は、個人印のみは不可とします。

(5) 担当者名・連絡先

担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス (パソコンのみ)	

様式第2号（第6条関係）

大崎市エコ改善推進事業補助金交付決定通知書

大崎市指令（ ）第 号

受令者名

年 月 日付けで申請のありました大崎市エコ改善推進事業補助金については、大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、金 円を交付します。

年 月 日

大崎市長 印

記

- 1 市長が、必要に応じて報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずること。
- 2 補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）を別に定める耐用年数の期間、善良なる管理者の注意をもって管理すること。
- 3 取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大崎市エコ改善推進事業補助金取得財産処分承認申請書（様式第10号）を市長に提出し、その承認を受けるべきこと。
- 4 取得財産等の処分をした場合において、市長の請求があったときは、交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること。
- 5 補助金の交付決定に係る計画を変更しようとするときは、大崎市エコ改善推進事業計画変更承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けること。
- 6 補助金の交付決定に係る申請を取下げようとするときは、大崎市エコ改善推進事業補助金中止届出書（様式第6号）を市長に提出すること。

（今後の手続きについて）

補助事業に係る工事が完了した日若しくは補助事業に係る建売住宅の引渡しが完了した日から30日を経過した日又は令和5年1月31日のいずれか早い日までに、大崎市エコ改善推進事業補助金実績報告書（様式第7号）を提出してください。

様式第3号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

大崎市長 印

大崎市エコ改善推進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大崎市エコ改善推進事業補助金については、  
下記のとおり不交付となりましたので、大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第6条第1  
項の規定により通知します。

記

1 不交付の事業の種別

2 不交付の理由

様式第4号（第7条関係）

（その1）個人の場合

年 月 日

大崎市長 様

（申請者）

郵便番号 〒 —

住 所

氏 名 印

電話番号 — —

大崎市エコ改善推進事業計画変更承認申請書

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付決定通知のありました大崎市エコ改善推進事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので承認されるよう大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

### 3 手続代行者名

※ 本補助金の交付申請を購入先又は設置請負者が代行して手続きをする場合記載

#### (1) 所在地

所在地	〒            —

#### (2) 手続代行者の会社名・拠点名

会社名	
拠点名	

※ 補助対象を購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び所在地を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

#### (3) 手続代行者の代表者名（職，氏名）

手続代行者 代表者名	
---------------	--

※ 手続代行者代表者とは、手続代行する会社又は拠点の代表者を指します。職（肩書き）と氏名を記入してください。

#### (4) 手続代行者の代表者印

手続代行者 代表者印	
---------------	--

※手続代行者代表者印は、個人印のみは不可とします。

#### (5) 担当者名・連絡先

担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス (パソコンのみ)	

様式第4号（第7条関係）

（その2）事業者の場合

年 月 日

大崎市長 様

（申請者）

郵便番号 〒 —

所在地

商号又は名称

代表者名 印

電話番号 — —

大崎市エコ改善推進事業計画変更承認申請書

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付決定通知のありました大崎市エコ改善推進事業について、下記のとおり事業計画を変更したいので承認されるよう大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 変更の内容

2 変更の理由

### 3 手続代行者名

※ 本補助金の交付申請を購入先又は設置請負者が代行して手続きをする場合記載

#### (1) 所在地

所在地	〒           —

#### (2) 手続代行者の会社名・拠点名

会社名	
拠点名	

※ 補助対象を購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び所在地を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

#### (3) 手続代行者の代表者名（職，氏名）

手続代行者 代表者名	
---------------	--

※ 手続代行者代表者とは、手続代行する会社又は拠点の代表者を指します。職（肩書き）と氏名を記入してください。

#### (4) 手続代行者の代表者印

手続代行者 代表者印	
---------------	--

※手続代行者代表者印は，個人印のみは不可とします。

#### (5) 担当者名・連絡先

担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス (パソコンのみ)	

様式第5号（第8条関係）

大崎市エコ改善推進事業補助金変更交付決定通知書

大崎市指令（ ）第 号

受令者名

年 月 日付けで変更承認申請のありました大崎市エコ改善推進事業補助金については、大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第8条の規定により、これを承認し、下記のとおり補助金の交付決定を変更したので通知します。

年 月 日

大崎市長 印

記

1 変更の内容

2 補助金額 変更前 円  
変更後 円

様式第 6 号（第 9 条関係）

（その 1）個人の場合

大崎市エコ改善推進事業補助金中止届出書

年 月 日

大崎市長 様

（届出者）

郵便番号 ー

住 所

氏 名 印

電話番号 ー ー

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付決定通知のありました大崎市エコ改善推進事業補助金について、下記のとおり事業を中止したいので大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、届出します。

記

1 中止の理由

## 2 手続代行者名

※ 本補助金の交付申請を購入先又は設置請負者が代行して手続きをする場合記載

### (1) 所在地

所在地	〒            —

### (2) 手続代行者の会社名・拠点名

会社名	
拠点名	

※ 補助対象を購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び所在地を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

### (3) 手続代行者の代表者名（職，氏名）

手続代行者 代表者名	
---------------	--

※ 手続代行者代表者とは、手続代行する会社又は拠点の代表者を指します。職（肩書き）と氏名を記入してください。

### (4) 手続代行者の代表者印

手続代行者 代表者印	
---------------	--

※手続代行者代表者印は、個人印のみは不可とします。

### (5) 担当者名・連絡先

担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス (パソコンのみ)	

様式第6号（第9条関係）

（その2）事業者の場合

大崎市エコ改善推進事業補助金中止届出書

年 月 日

大崎市長 様

（届出者）

郵便番号 ー

所在地

商号又は名称

代表者名 印

電話番号 ー ー

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付決定通知のありました大崎市エコ改善推進事業補助金について、下記のとおり事業を中止したいので大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第9条の規定により、届出します。

記

1 中止の理由

## 2 手続代行者名

※ 本補助金の交付申請を購入先又は設置請負者が代行して手続きをする場合記載

### (1) 所在地

所在地	〒	—

### (2) 手続代行者の会社名・拠点名

会社名	
拠点名	

※ 補助対象を購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び所在地を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

### (3) 手続代行者の代表者名（職，氏名）

手続代行者 代表者名	
---------------	--

※ 手続代行者代表者とは、手続代行する会社又は拠点の代表者を指します。職（肩書き）と氏名を記入してください。

### (4) 手続代行者の代表者印

手続代行者 代表者印	
---------------	--

※手続代行者代表者印は、個人印のみは不可とします。

### (5) 担当者名・連絡先

担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス (パソコンのみ)	



3 工事終了日・設置完了日

年	月	日
---	---	---

4 補助金の振込先

金融 機関名 (カタカナ)																			

※ 左詰めで記入してください。

支店名 (カタカナ)																			

※ 左詰めで記入してください。

金融機関 コード						支店 コード			
-------------	--	--	--	--	--	-----------	--	--	--

預貯金 種類	<input type="checkbox"/>	普通	<input type="checkbox"/>	当座
-----------	--------------------------	----	--------------------------	----

本人 口座 名義																			

※ カタカナ・左詰で、姓と名の間は1マス空けてください。

口座 番号							
----------	--	--	--	--	--	--	--

※ 右詰めで記入してください。

## 5 手続代行者名

※ 本補助金の交付申請を購入先又は設置請負者が代行して手続きをする場合記載

### (1) 所在地

所在地	〒           —

### (2) 手続代行者の会社名・拠点名

会社名	
拠点名	

※ 補助対象を購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び所在地を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

### (3) 手続代行者の代表者名（職，氏名）

手続代行者 代表者名	
---------------	--

※ 手続代行者代表者とは、手続代行する会社又は拠点の代表者を指します。職（肩書き）と氏名を記入してください。

### (4) 手続代行者の代表者印

手続代行者 代表者印	
---------------	--

※手続代行者代表者印は、個人印のみは不可とします。

### (5) 担当者名・連絡先

担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス (パソコンのみ)	



4 補助金の振込先

金融 機関名 <small>(カタカナ)</small>																		

※ 左詰めで記入してください。

支店名 <small>(カタカナ)</small>																		

※ 左詰めで記入してください。

金融機関 コード					支店 コード			
-------------	--	--	--	--	-----------	--	--	--

預貯金 種類	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
-----------	-----------------------------	-----------------------------

口座 名義																		

※ カタカナ・左詰で、姓と名の間は1マス空けてください。

口座 番号							
----------	--	--	--	--	--	--	--

※ 右詰めで記入してください。

5 手続代行者名

※ 本補助金の交付申請を購入先又は設置請負者が代行して手続きをする場合記載

(1) 所在地

所在地	〒            —

(2) 手続代行者の会社名・拠点名

会社名	
拠点名	

※ 補助対象を購入する予定の会社名及び営業所名又は販売代理店名及び所在地を記入してください。株式会社、有限会社などは省略せずに記入してください。

(3) 手続代行者の代表者名（職，氏名）

手続代行者 代表者名	
---------------	--

※ 手続代行者代表者とは、手続代行する会社又は拠点の代表者を指します。職（肩書き）と氏名を記入してください。

(4) 手続代行者の代表者印

手続代行者 代表者印	
---------------	--

※手続代行者代表者印は、個人印のみは不可とします。

(5) 担当者名・連絡先

担当者名	
電話番号	
FAX番号	
E-mailアドレス (パソコンのみ)	

様式第 8 号（第 1 1 条関係）

大崎市エコ改善推進事業補助金額確定通知書

第 号  
年 月 日

様

大崎市長 印

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付決定した大崎市エコ改善  
推進事業補助金については、年 月 日付けで提出がありました事業実績報  
告書に基づき、大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、そ  
の金額を 円に確定します。

様式第9号（第15条関係）

（その1）個人の場合

大崎市エコ改善推進事業補助金取得財産毀損滅失届

年 月 日

大崎市長 様

（届出者）

郵便番号 ー

住 所

氏 名 印

電話番号 ー ー

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付決定通知のありました大崎市エコ改善推進事業補助金の交付を受けた財産について、下記のとおり毀損，滅失しましたので，大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により，関係書類を添えて届けます。

記

1 交付決定指令記号番号（交付決定通知書右上に記載の記号番号を記入）

大崎市指令（ ）第 号
-------------

2 毀損，滅失の内容（状況）

3 毀損，滅失の日 年 月 日

4 関係書類

（1）現況写真

（2）参考資料（現況図面等）

様式第9号（第15条関係）

（その2）事業者の場合

大崎市エコ改善推進事業補助金取得財産毀損滅失届

年 月 日

大崎市長 様

（届出者）

郵便番号 ー

所在地

商号又は名称

代表者名 印

電話番号 ー ー

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付決定通知のありました大崎市エコ改善推進事業補助金の交付を受けた財産について、下記のとおり毀損，滅失しましたので，大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第15条第2項の規定により，関係書類を添えて届けます。

記

1 交付決定指令記号番号（交付決定通知書右上に記載の記号番号を記入）

大崎市指令（ ）第 号
-------------

2 毀損，滅失の内容（状況）

3 毀損，滅失の日 年 月 日

4 関係書類

（1）現況写真

（2）参考資料（現況図面等）

様式第10号（第16条関係）

（その1）個人の場合

大崎市エコ改善推進事業補助金取得財産処分承認申請書

年 月 日

大崎市長 様

（申請者）

郵便番号 ー

住 所

氏 名 印

電話番号 ー ー

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付決定通知のありました大崎市エコ改善推進事業補助金の交付を受けた財産について、下記のとおり処分しますので、大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 交付決定指令記号番号（交付決定通知書右上に記載の記号番号を記入）

大崎市指令（ ）第 号

- 2 財産処分の理由

- 3 財産処分の月日 年 月 日

- 4 関係書類

（1）現況写真

（2）参考資料（現況図面等）

様式第10号（第16条関係）

（その2）事業者の場合

大崎市エコ改善推進事業補助金取得財産処分承認申請書

年 月 日

大崎市長 様

（申請者）

郵便番号 ー

所在地

商号又は名称

代表者名 印

電話番号 ー ー

年 月 日付け大崎市指令（ ）第 号で交付決定通知のありました大崎市エコ改善推進事業補助金の交付を受けた財産について、下記のとおり処分しますので、大崎市エコ改善推進事業補助金交付要綱第16条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 交付決定指令記号番号（交付決定通知書右上に記載の記号番号を記入）

大崎市指令（ ）第 号

2 財産処分の理由

3 財産処分の月日 年 月 日

4 関係書類

（1）現況写真

（2）参考資料（現況図面）

様式第1号（第5条関係）

（令元告示105・全改，令5告示・一部改正）

様式第2号（第6条関係）

（令2告示45・一部改正）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）

（令元告示105・全改）

様式第5号（第8条関係）

（令2告示45・追加）

様式第6号（第9条関係）

（令元告示105・全改，令2告示45・旧様式第5号繰下・一部改正）

様式第7号（第10条関係）

（令元告示105・全改，令2告示45・旧様式第6号繰下・一部改正）

様式第8号（第11条関係）

（平30告示83・一部改正，令2告示45・旧様式第7号繰下・一部改正）

様式第9号（第15条関係）

（令元告示105・全改，令2告示45・旧様式第8号繰下・一部改正）

様式第10号（第16条関係）

（令元告示105・全改，令2告示45・旧様式第9号繰下・一部改正）

改正 平成 25 年 4 月 4 日告示第 78 号  
平成 26 年 5 月 2 日告示第 98 号  
平成 27 年 5 月 1 日告示第 99 号  
平成 29 年 6 月 23 日告示第 116 号  
平成 30 年 5 月 1 日告示第 83 号  
平成 30 年 9 月 5 日告示第 162 号  
令和元年 5 月 24 日告示第 105 号  
令和 2 年 3 月 31 日告示第 45 号  
令和 2 年 3 月 31 日告示第 78 号  
令和 3 年 3 月 24 日告示第 62 号  
令和 4 年 3 月 9 日告示第 25 号  
令和 5 年 3 月 31 日告示第 45 号